

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第56号）

（総務局人事部給与課）

国家公務員の例に準じ職員の退職手当の支給率を引き下げるとともに、消防司令補等で昭和37年12月1日前に採用されたものが在職しなくなることに伴い、これらの者に係る退職手当の調整措置を廃止することとしました。

この条例は、平成16年4月1日から施行し、同日以後の退職に係る退職手当について適用することとしました。

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第56号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号中「別表第1」を「別表」に改め、同条第3項中「60」を「59.28」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

別表第2を削る。

	「		「
	34.65		32.76
	36.63		34.632
	38.61		36.504
	40.59		38.376
	42.57		40.248
	44.55		42.12
	46.53		43.992
	48.51		45.864
別表第1甲の欄中		を	に改め、同表乙の欄及び丙の欄中
	50.49		47.736
	52.47		49.608
	54.45		51.48
	56.1		53.04

57.75	54.6
59.4	56.16
61.05	57.72
62.7	59.28

」

「	「
28.375	26.828
30.95	29.262
33.525	31.697
36.10	34.131
38.675	36.566
41.25	39.0
42.625	40.3
44.0	41.6
45.375	42.9
46.75	44.2
在職1年	在職1年
を増すご	を増すご
とに1.37	とに1.3
5を加え	を加える。
る。	

」

を 41.6 に改め、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市職員退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における退職に係る改正後の条例第3条第3項及び別表の規定の適用については、同項中「59.28」とあるのは「60」と、同表甲の欄中

「	「		「
32.76	33.705		
34.632	35.631		26.828
36.504	37.557		29.262
38.376	39.483		31.697
40.248	41.409		34.131
42.12	43.335		36.566
43.992	45.261		39.0
45.864	47.187		40.3
とあるのは		と、同表乙の欄及び丙の欄中	とあ
47.736	49.113		41.6
49.608	51.039		42.9

51.48	52.965	44.2
53.04	54.57	在職1年
54.6	56.175	を増すご
56.16	57.78	とに1.3
57.72	59.385	を加える。
59.28	60.99	」

」

「

27.6015

30.106

32.611

35.1155

37.6205

40.125

41.4625

るのは 42.8 とする。

44.1375

45.475

在職1年

を増すご

とに1.33

75を加え

る。

」

(総務局人事部給与課)